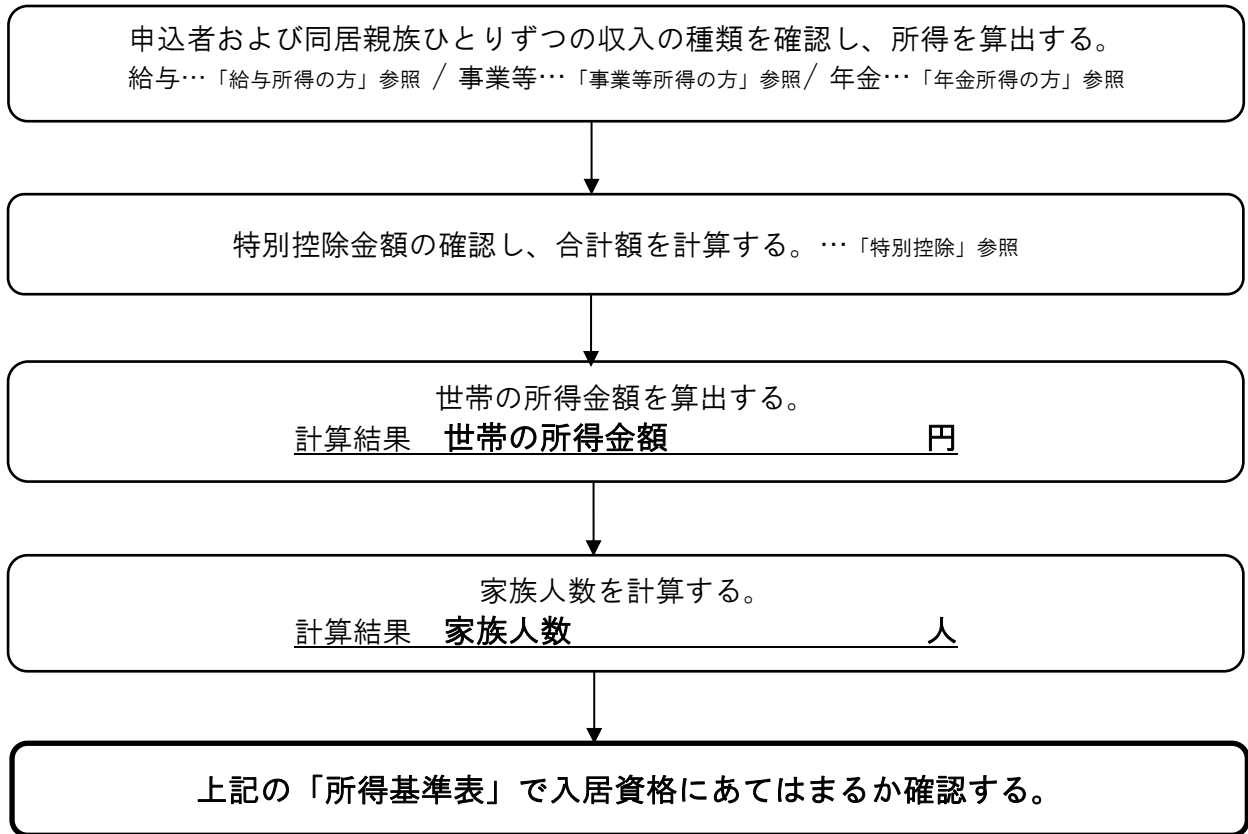


所得金額の計算方法

以下の手順にしたがって、世帯の所得金額および家族人数を計算し、所得基準表にあてはまるかお確かめください。

所得の計算の確認手順



所得金額計算上の注意

- 1 計算の対象としないもの
 - ・遺族年金、障害年金
 - ・仕送り、失業給付金、労災保険の各種給付金、支援給付金等の非課税所得
 - ・退職金等の一時的な所得
- 2 退職・廃業している場合
申込日現在、すでに退職または廃業しているものについては所得金額を0円とします。
なお、申込日から2ヶ月以内に「結婚するため」または「現在妊娠中で出産するため」のいずれかの理由により退職することが確定している場合は、所得金額を0円とすることができます。ただし、退職後、無職・無収入となり、そのことを資格審査のときに証明できることが必要です。
- 3 雇用形態に変更があった場合
勤務先に変更がない場合でも、申込日からさかのぼって1年以内に、雇用形態に変更（正社員から嘱託員等）があった方は、現在の雇用形態で得ている所得（実績または見込みの額）で資格審査を行います。
- 4 2種類以上の収入がある場合
ひとりで2種類以上の収入を得ているとき（給与と年金、給与と事業所得など）は、それぞれの所得金額を算出してから合計します。